

奈良県選挙管理委員会告示第四十七号

奈良県議会議員選挙奈良市・山辺郡選挙区の区域において補欠選挙が行われることとなつたため、当該選挙の期日までその区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができなくなるのでこれを告示する。

令和三年十月八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一